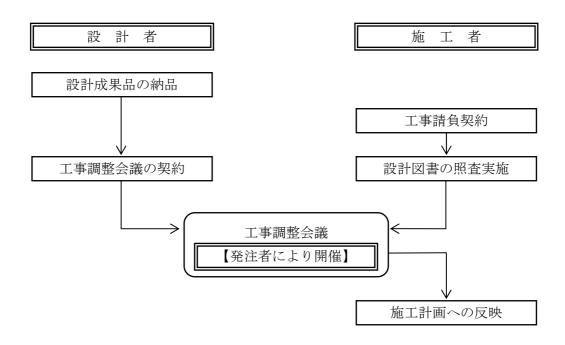
# 「工事調整会議」実施要領

## 第1. 工事調整会議の目的

工事調整会議は、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成し、発注した工事について、設計思想を伝達し、各種の情報共有を図ることを目的に行うものである。



## 第2. 工事調整会議の責任の範囲

- ①工事調整会議は設計思想の伝達と各種情報の共有を図ることを目的とするものであり、構成員に関する各種責任分担(瑕疵の有無や補修等)の検討・対応等については下記②によるものとする。
- ②工事調整会議において提示された課題等の解決のための方法、手段について は設計、工事各々の契約約款等の諸規定に基づいて行うことを原則とし、発 注者と各担当業者と協議の上決定するものとする。

# 第3. 対象工事

重要構造物工事(橋梁、トンネル、カルバート工、擁壁等)の全てを対象に 実施する。

また、その他、設計思想の情報共有等を図る必要がある工事においても実施する。

## 第4. 会議の開催時期および開催場所

当会議の開催時期については、工事請負契約書に基づく設計図書の照査が完了した時点を必須とし、その他、設計思想の確認等、必要が生じた時に開催するものとする。

また、会議の開催場所は、当該工事の現場での開催を基本とする。

#### 第5. 議事録の作成

会議で確認した結果の議事録を作成し、三者で情報共有するものとする。なお、議事録は、当該工事の受注者が作成するものとする。

# 第6. 経費の負担

- ①工事調整会議の開催に係る経費は、発注者が負担する。
  - ・施工業者:計上しない(工事打合せに該当)
  - ・設計者 : 下記②に定める方法により、契約締結を行う。
- ②発注者は、工事調整会議の開催までに、詳細設計(実施設計)を実施したコンサルタントと業務契約を締結するものとする。

なお、契約は、随意契約とする。

# 第7. 経費の算定

設計者と契約締結する経費の算定は、以下のとおりとする。なお、これによりがたい場合は、主務課、技術・建設業課と調整するものとする。

- 打合せ 主任技師: 0.5 人/回、技師(A): 0.5 人/回
- 旅費交通費 実費
- ※その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。
- ※その他、工事調整会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成 等が必要になる場合は、必要な額を適宜計上する。

# 第8. 特記仕様書への記載

対象工事は、当会議の対象工事である旨を特記仕様書に明記するものとする。なお、特記仕様書の記載例は以下のとおりとする。

## 第○○条「工事調整会議」の開催

1. 本工事は、工事調整会議実施対象工事である。

なお、工事調整会議とは、設計図書と現場の整合性の確認及び設計思想の伝達等を行うことを目的として、当該工事の請負者(必要に応じて専門の工事業者を参加させることができる)、その設計を担当したコンサルタント、発注者が一堂に会して、工事施工の諸調整を行う場として開催するものである。

- 2. 請負者は、工事着手前に工事請負契約書に基づく設計図書の照査を実施し、監督職員に照査結果及び質問書を書面により提出し、「工事調整会議」の開催を要請するものとする。
- 3. 工事調整会議の開催日については、別途監督職員より通知する。
- 4. 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合は協力すること。

附則 この要領は平成21年4月1日から適用する。

附 則 この要領は平成27年11月1日から適用する。